

中国における民営高等教育機関の創設者と創設過程

比較教育社会学コース 曹 燕

The founders and establishment process of privately-run institutions of higher education in China

Yan CAO

Since the reconstruction in the end of 1970s, privately-run higher education has been made a clear position in higher education system and rapidly achieved a quantitative increase as a result of the development of a series of policies for higher education. The purpose of this paper is to view such privately-run institutions of higher education and investigate the their founders and establishment process.

Paper first sets up subject and framework (chapter I), then analyzes attributes of the founders and motives of establishment and available resources of the founders (chapter II), and clarifies establishment process (chapter III) and the problems which confront them during the establishment process. It is expected through these chapters to figure out the characteristics of the privately-run higher education in China.

目 次

- I 分析課題と枠組の設定
- II 創設者の属性と設置動機, 利用可能な資源
 - A. 創設者の属性
 - B. 設置動機
 - C. 利用可能な資源
- III 民営高等教育機関の創設過程
- IV 民営高等教育機関の創設に関する問題点
 - A. 設置基準の問題
 - B. 創設過程の問題
- V 考察: 民営高等教育機関の創設者と創設過程の特質

1952年以前, 中国においては外国人宣教師と中国人によって設置された私立大学が存在していた。しかし, 中華人民共和国は成立以後, 社会主義としての生産手段への改造に伴って, 所有制の経済構造を変化させ, 設置・運営体制の変容をも引き起こした。1951年, 1952年にわたって, 私立大学は国・公立に改編され, 私立高等教育機関は消失した。ところが, 1970年代末からの経済改革・開放政策の実施は, 中国の経済・社会に劇的な変貌をもたらした。この著しい変容が教育, 特に高等教育にも大きなインパクトを与え, 政府の設置以外の高等教育機関の設置が許容されるようになった。その後, 一連の高等教育政策の展開に伴い, 「民

営」(以下「民営」と訳す)と呼ばれる新しい高等教育機関が次々と創設され, 急速な量的拡大を果たした。機関数においては, 1986年の370校から2000年の1321校まで拡大し, 国・公立高等教育機関数と成人高等教育機関数を上回るようになった(表1)。

ところが, 政府の積極的な政策推進は, 民営高等教育に対する政策的合意が形成されることを意味するわけではない。例えば, 民営高等教育の高等教育システムの中での位置付けや発展規模, 設置運営の管理など, 様々な意見が存在し, さかんに論議されている。これらのイシューを一致するために, 『民営教育促進法(草案)』が制定され, 2002年の第9期全国人民代表大会第29回会議に提出し審議されているところである。この法律が可決されれば, 今後の民営高等教育の発展に大きな影響を与えることは間違いない。

そこで, 本稿はこうした民営高等教育機関に視点をあて, その創設者と創設過程を考察することを目的としている。そのため, まず分析課題と分析枠組を設定し(第I章), 創設者の属性と設置動機, 利用可能な資源を分析し(第II章), そして創設者が学校を設置する過程(第III章), 学校を創設する過程の中で直面する問題(第IV章)を明らかにする。

I 分析課題と枠組の設定

中国の高等教育システムは以前「普通高等教育機関」

表1 高等教育機関数

年	機関数		
	民営	国・公立	成人
1986年	370	1054	1420
1991年	450	1075	1256
1994年	880	1080	1172
1995年	1209	1054	1156
1996年	1219	1032	1138
1997年	1115	1020	1107
1999年	1277	1071	871
2000年	1321	1041	772

(数字出典：『中国教育統計年鑑1986、1991』；『中国教育事業統計年鑑1994、1995、1996、1997』；『中国教育統計年鑑1998、1999』；『中国教育事業統計年鑑2000』；『中国教育年鑑2001』)

と呼ばれる国・公立高等教育機関と「成人高等教育機関」で構成されていた。これらは、四年制の「本科」と二・三年制の「専科」からなる。80年代以後の民営高等教育機関の登場によって、このシステムは二部から三部構成へ移行するようになった。本稿はこうした新しい民営高等教育機関に注目し、1993年の「民営大学の設置に関する暫定規定」(原語：「民弁高等学校設置暫行規定」)により、国家機関と国有企業・事業組織以外の、各種の社会組織及び公民個人の自己調達資金によって設立された各種高等学歴教育を行う機関であると定義した。2002年現在このような機関は「専科」教育を主として、そして政府に認可されるか否かによってまず「学歴授与権」の学校と「非学歴授与権」の学校に分けられる。その中の「非学歴授与権」の学校はさらに「学歴証書試験校」と「独学教育実施校」と分類できる(表2参照)。こうした民営高等教育機関の中、学歴授与権を持つ学校の機関数が年々増加し、質的な向上が注目されている。具体的な学歴授与校の機関数は、例えば1995年に18校、1996年に22校、1999年に37校、そして2000年に43校があり、更に2002年に105校にも達した(数字の出典：同表1。なお、2002年の数字が教育部インターネットの公表による)。

ところが、中国民営高等教育に関する研究は、最近いくらか行われ始めたが、主に実態の紹介レベルにとどまっており、体系的な研究はまだ行われていない状況である。そのため、私立高等教育機関について、一

定の先行研究を蓄積した日本、特に天野、山崎、荒井、金子などを主としてレビューし、知見が得られた。まず、日本の私立大学の創設は先行研究に限り見れば、主に2つの類型、すなわち官立教育機関の卒業者や帰国留学者が創設したタイプと「学校から誕生した」タイプである。また、個々の学校の行動はその学校の歴史経緯、構成、教育理念によって多様であるが、設置後の発展について、一般的な戦略行動を見出すことができる。それはまず規模の拡大を行い、一定の規模に達してから、学校の全体的な威信を高めることに転換するのである。

これらの知見から、中国の民営高等教育を考察すると、幾つかの疑問が浮上してくる。例えば、どのような人がどのような動機でこれらの機関を作ったのか。機関がどのように作られ、どのような問題が存在するのか。そしてどのように発展して今日に至ったのか等の問題は、現段階の研究でまだ明らかにされていない。そこで、本稿は以上の問題関心を踏まえて、次の3つの分析課題を設定する。(1) 創設者はどこから生まれ、どのような属性を持ち、そしてどのような創設理由とどのような利用可能な条件があるのか、(2) 民営高等教育機関はどのように設置されたのか、(3) 創設者は機関の創設過程でどのような問題に遭遇したのか、この3つを明らかにすることである。これらを通じて、形成されつつある中国の民営高等教育機関の特質を明らかにする。

以上の問題関心と課題に取り組む上で、枠組の設定は図1のようになる。

更に、以上の課題を明らかにするため、筆者が2001年6月7日から6月28日まで、北京市と遼寧省の大連市・瀋陽市で実施した8校の民営高等教育機関責任者に対するインタビュー調査に基づき、分析を行った。

表3で示したのは調査対象校の概況である。調査対象校の中、学校の規模や在学者の人数や年間授業料など、学校間の格差が大きいことが分かった。また、学校の専攻は多様で100を超える事例⑤と事例⑥のような総合的学校もあるし、4専攻しか持たない事例⑧のような単科的学校もある。

II 創設者の属性と設置動機、利用可能な資源

A. 創設者の属性

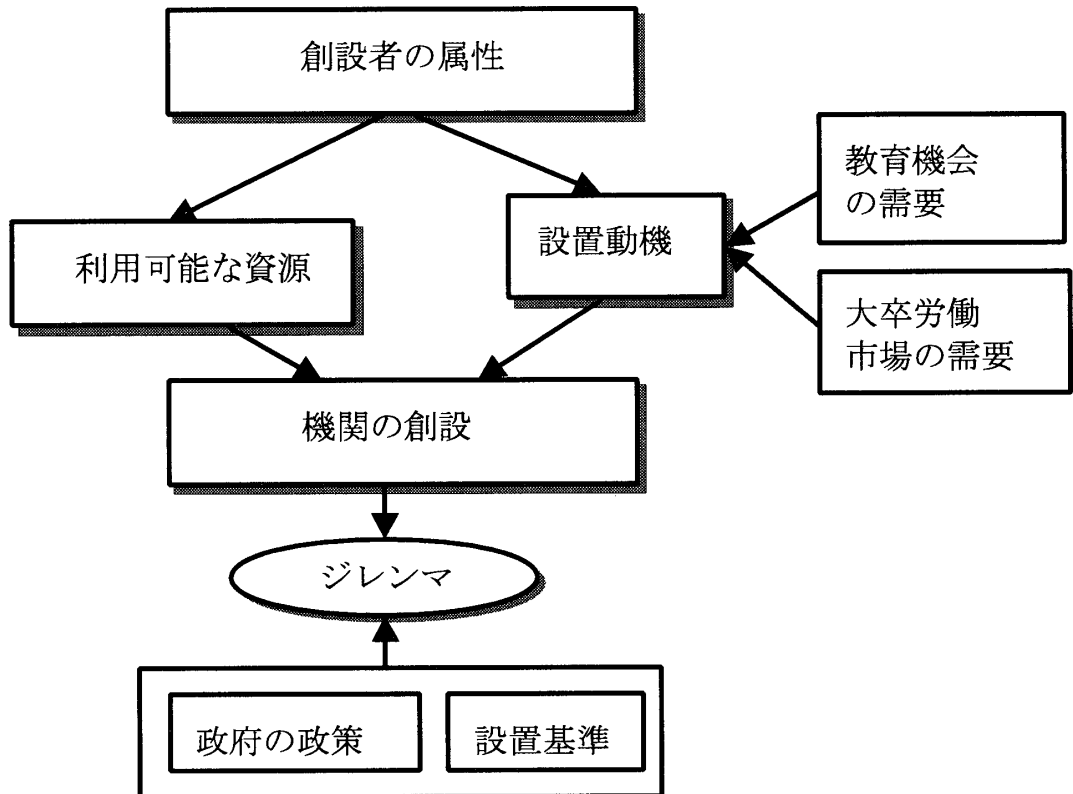
インタビューの結果からみると、学校の設置者は表4のように主に4つのタイプがある。すなわち、(1) 「国立学校関連組織」型、(2) 「定年退職者協会」型、(3)

表2 民営高等教育機関の分類

類型		特徴	機関数
学歴授与校		政府の定めた設置基準を満たし、学歴授与権を持ち、正規の機関として認可された学校。	37校
非学歴授与校	学歴証書試験校	学歴証書試験制度は1993年より実施され、民営高等教育機関の学生に高等教育の学歴を与える試験制度である。非学歴授与校の中、教育の質がよりよい学校を選び、学歴証書試験校として認められる。	370校
	独学教育実施校	高等教育独学試験制度は1981年より実施され、高等教育機関に入れない人々に高等教育レベルの学歴を与える試験制度である。大部分の民営高等教育機関は独学教育の提供によって維持する。	870校
非正規学校	短期教育訓練等	主に短期教育訓練を行う学校。非正規学校として設置されているが、単独の高等教育機関として認められない。	

(数字出典：『中国教育事業発展統計簡況2000』)

【図1 枠組】



「教育関連個人」型と(4)「民間個人」型である。

a. 「国立学校関連組織」型

この類型に属する学校は2校である。事例①の遼寧省対外経貿職業学院の創設者は元の中職職業技術学校とその教職員と地元の建築関係の民間企業であるが、最初の出資は学校と教職員を合わせて92%を占めている。従って、学校の設置者は国立学校と民間企業との共同というものの、国立学校が主となっている。そして、事例②の遼寧北方広告専修学院の創設者は国立大学(遼寧大学)の中国言語文学学部、地元の国有の出版社と民間の食品会社である。広告の専門な学校である

から、出版社との共同創設されたことは、学校の発展や将来の卒業生の配置にも有利であろう。民間企業は主に資金の提供者である。教育の実施は主にこの国立大学の学部依存し、現役の院長は遼寧大学の文化伝播学院の院長でもある。従って、学校の管理は主に国立大学の学部の代表が行っている。

このように、この類型は主な創設者が国立中等職業技術学校や国立大学の1学部など既存の国立学校関連組織であり、しかも地元の企業性格を帯びる組織と協力し、新しい民営的機関を設置するという特徴を持っている。

表 3 調査対象校のプロフィール

学校	所在地	設置年	資格を取得した年		在学者(人)	授業料(年間/元)
			学歴授与権	学歴試験		
①遼寧対外経貿職業学院	遼寧・大連	1997	1999		約 4000	6000-7000
②遼寧北方広告専修学院	遼寧・瀋陽	1994	2001		約 3300	3800-4800
③瀋陽連合専修学院	遼寧・瀋陽	1994		1995	約 4000	2400-3500
④瀋陽英才専修学院	遼寧・瀋陽	1991		1995	約 3000	3000-3500
⑤海淀走読大学	北京	1984	1984		約 14000	5000-16000
⑥中国科技経営管理大学	北京	1985	2001		約 10000	2200-6000
⑦遼寧北方専修学院	遼寧・瀋陽	1992		1996	約 800	2500-3500
⑧遼寧欧米服装専修学院	遼寧・瀋陽	1991		2001	約 1200	4900

表 4 創設者の類型と属性

類型		事例	属性
(a)	国立学校関連組織	①	国立中等職業技術学校とその教職員と地元の建築関係の民間企業との協力
		②	遼寧大学の中国文学学部、地元の国有の出版社と民間の食品会社との協力
(b)	定年退職者協会	③	遼寧大学の定年退職者協会
		④	東北大学の定年退職者協会
(c)	教育関連個人	⑤	清華大学の元教師
		⑥	北京工業学院を始め20所余りの高等教育機関の元教師、教育関係の元行政幹部
		⑦	教育行政の元指導者と大学の元行政幹部
(d)	民間個人	⑧	遼寧省服装研究所の育成訓練センターの元職員

b. 「定年退職者協会」型

この類型に属する学校は2校である。事例③の瀋陽連合専修学院の創設者は遼寧大学の定年退職者協会である。そして事例④の瀋陽英才専修学院の創設者は東北大学の定年退職者協会である。従って、両校の創設者は調査校の中でお互いに最も類似しており、両者とも関係国立大学を定年退職した教職員が構成する社会団体である。この定年定職者協会の構成員は、国立大学の元教職員であるため、学校の設置者は社会団体でありながら、関係大学にかなり密接な関係を持つことになる。

c. 「教育関連個人」型

この類型に属する学校は3校である。事例⑤の海澱走読大学の創設者は、2名とも清華大学の卒業生、清華大学の教師でもあった。事例⑥の中国科技経営管理大学の創設者は、北京工業学院を始めとする20ヶ所余りの高等教育機関及び中央省庁の教授、講師、幹部らである。その中の中央省庁は高等教育機関を持つ省庁を指し、その幹部も高等教育の関係者である。事例⑦の遼寧北方専修学院の創設者は元の教育行政の指導者、例えば教育主管の副省長、高等教育局の局長や大学の行政幹部、党委員会の書記、副校長などである。

このように、この類型の主な創設者は国立大学の元教師や教育行政の元関係者である。

d. 「民間個人」型

この類型に属する学校は事例⑧の遼寧欧米服装専修学院だけである。学校の創設者、この学校の院長は天津紡織学院の服装設計学部を卒業した後遼寧省服装研究所に勤めた。その時に研究所の培訓部(育成訓練部)で設置・運営関係の仕事に携わり、研究所の服装短期クラスやファッションモデルクラスなどを創設する経験を持った。更に、仕事の関係で、遼寧省教育庁(当時は遼寧省教育委員会と称した)の教育行政部門の関係指導者と知り合った。この教育関係者とのコネクションは、「学校のその後の発展に影響を及ぼした」と責任者は語った。

このように、この類型の創設者は他の類型と異なり、国立学校に直接関係のない民間個人であるが、ある程度の学校運営の経験を持ち、教育に対して全くの素人ではないことが分かる。

B. 設置動機

創設者はどのような理由で学校を設置したのかを、インタビューの結果から、創設者の類型別に表5のように整理した。

a. 「国立学校関連組織」型

事例①の遼寧省対外経貿職業学院の前身は30年余りの歴史を有し、遼寧省対外貿易部門に所属する重点的な中等職業技術学校であった。この学校の学生の就職先は水準が高く、しかも学校の立地する大連は環境のよい沿海都市のため、90年代の中期までかなりの人気があった。しかし、90年代後期、国家経済建設と社会発展、そして国民の高学歴追求に伴い、中等専科学校は学生募集難に直面した。この学校も存続の危機を迎え、苦境からどのように抜け出すかが学校の最大な課題となった。この現状の下で、「1996年学校設置の構想や方法、土地の徴収などを検討し、1997年に民営の株式共有制の分校を設立した」のである。このように、この学校は母体機関の置かれる状況から脱出したいという理由から学校を設置した。しかし、元の学校の伝統は古く、エリート校であるため学校の昇格意欲は最初から強い。これは学校の「一流の質・一流の管理・一流の教師陣・一流の校風」という建学理念によく現れている。

また、事例②の遼寧北方広告専修学院については、「改革・開放の進行に伴って我が国の広告事業は急速に発展し、広告事業に従事する専門技術を持った多数の人材が差し迫って必要とされている」。しかし、広告分野の人材養成は、「需要と供給との大きな格差」が存在しており、「素質ある即戦力の広告人材を養成することが必要…」の現状の下で、この学校の創設者は総合的な学校ではなく、広告人材の養成という特

表5 創設者の設置動機

類型	事例	設置動機
(a)	①、②	母体機関の財源確保、特有分野の人材養成
(b)	③、④	高等教育機会の提供、退職教師の雇用機会の提供
(c)	⑤、⑥、⑦	高等教育の需要と供給のジレンマの改善、地域経済発展への貢献
(d)	⑧	営利、社会貢献

有領域の専門の学校を作ろうとしていた。

以上述べたように、この類型の創設者はまず母主体となる国立中等職業技術学校の存続上の問題や、特定の人材への需要を理由として学校を設置した。

b. 「定年退職者協会」型

事例③の瀋陽連合専修学院の前身は、遼寧大学定年退職者協会が設置した独学試験の補習を行う「遼寧大学技術訓練センター」であった。この技術育成訓練センターを設置した理由は次の通りである。「当時遼寧大学の教職員の子供を高等教育機関へ進学させることはかなり困難であった。…この問題を解決するために、遼寧大学技術訓練センターを設置した。…また、退官した教師が自らの才能や知恵を引き続き教育事業に対して発揮し、国家・民族に貢献することもできる…」。

事例④の瀋陽英才専修学院の前身は東北大学定年退職者協会が設置した「高等教育独学指導センター」であった。「当時、まず東北大学の豊富な人的、物的教育資源を再利用するため、また東北大学教職員の子女の高等教育機関への進学難の問題を解決するために、この独学指導センターを設立した…」と、学校の創設者は述べている。

こうしたタイプの学校が最初の学校を設置した理由は関係大学に関連する要因があった。具体的には、まず関係大学の構成員の子女へ教育のサービスを提供するという目的、つまり関係大学教職員の子女の高等教育機関への進学難を、独学試験という教育を行うことによって解決することであった。一方、この定年退職者協会の成員は、皆関係大学の元教職員である。これは適齢青年に高等教育を受ける機会を与えるという社会的動機の他に、同協会の定年退職の教師に新たな雇用機会も提供するという実利的動機もあった。

c. 「教育関連個人」型

この類型の中、事例⑤の海淀走読大学と事例⑥の中国科技経営管理大学の創設者は学校を設置した時にはまだ現役の国立名門大学の教師であり、社会的な地位も高い、安定した職に就いていた。これを放棄し、まだ多くの人々に認識されない民営学校を作ることは、強い責任感と勇気を持つことなくしてはまずあり得ないだろう。どのような具体的な原因で学校を設置するに至ったか。

事例⑤の海淀走読大学の創設者はその動機を次のように語っている。「1980年代の初頭、我が国の改革開放と社会主義建設事業の進行に伴い、教育に対する需要と供給との矛盾が浮き彫りにされてきた。一つは、

多数の能力ある専門の人材が必要とされたにもかかわらず、国・公立高等教育機関の規模は限られ、人材養成に対する需要を満たしていない。もう一つは、適齢に達した青年の多くは高等教育への進学需要が高まっていたにもかかわらず、受けられる機関が少なく、高等教育への進学願望が満足できないことである。このような状況の下で、新たなタイプの学校を創設する考えが芽生えた…」。

また、事例⑥の中国科技経営管理大学の創設者は「国家は多くの建設人材の必要に迫られているが、財政上の理由で教育事業の発展の促進が困難である。また、多くの学識ある青年が、大学入学試験の失敗のため、より高度な知識や技術を身に付ける機会を失ってしまう。我が国の高等教育機関の専攻設置は単一で古く、従って大卒者の総合的な知識が欠乏している。これらの状況を見て、強烈な責任感から新しいタイプの学校を創設する考えが沸き起こってきた…」、と言う。

一方、事例⑦の遼寧北方専修学院は元の教育行政関係者によって設置された小規模の非正規の民営大学である。学校の創設者は「…教育の発展が経済の発展に立ち遅れている状況を短期間で変えることは難しい。この現状の下で、国家の経費に頼らず自己の資金調達によって学校を運営し、特に専攻の設置については人材市場の需要を考慮した上で、しかるべき人材を養成するという新しいタイプの学校の創設を意識するようになった。…現有の教育資源を最大限に活用し、地域の経済発展に必要な人材を養成することを理念としている」と、学校の設置理由を語った。

このように、この類型の創設者は高等教育に対する需要と供給との乖離や人材不足を、現有の教育資源を最大限に活用することによって解決するという理念のもとに、しかも少数の個人の努力で民営高等教育機関を作り上げた。それは、創設者が国立大学や教育関係部門に勤めたことがあり、国の高等教育の現状や存在する問題などを他の人より強く感じているからだと思われる。しかも、現状の認識から、自ら何か理想的な教育理念を持つことも理解できる。一旦学校を設置するチャンスがあれば、教育の発展に責任感を持つ知識人は自分の経験を生かし、できるだけ理想的な学校を作ろうという気持ちが出てくるだろう。

d. 「民間個人」型

事例⑧の遼寧欧米服装専修学院の創設者の設置理由は以下の通りである。「90年ごろの大卒者の賃金はまだ低かった。その時、私は結婚を考えていたが、そのための資金が不足していた。また、日本文化服装学院

へ留学したいという希望もあったが、当時は一万元の学費が必要であった。これらの経済的理由により、何とかしてその資金を蓄えたいと考えた。そこで、服装研究所で培訓部(育成訓練部門)を運営した自分の経験を生かし、まず服装設計短期クラスを設立した。もちろん、当時の改革・開放思潮の影響もあった…服装業界は有名なデザイナーより、むしろ高級技術職員、例えば製図師・手工芸指導師・裁断師などが必要とされたので、服装業界の高級技術職員の養成を理念とした」。

この経営者はまず何とかして結婚や留学の資金を稼ぎたい、という端的な営利目的から出発した。この最も現実的な考えは、一部の設置者の設置動機を代表していると思われる。一方、最初の「資金を蓄えたい」という動機は、学校が順調に発展していくと、「資金が増えるに従い、それへの執着は弱くなり、社会への責任感が一段と強まってきた」に変化していった。そして「一生をかけて教育に従事することを決意した」のである。

このように、教育に従事する社会貢献というよりは、営利的な面も持っている現実的な動機があった。また、現実的な動機の下で、建学的な理念にも影響をあたえた。特にこれまでの高等教育機関の代替というよりは、実務的な教育機関の設置に大きな役割を与えていることは注目すべき点である。

C. 利用可能な資源

創設者はなぜ学校を設置することができるのか。言い換えれば、どのような条件の下で学校の設置が可能になるのかを、創設者の類型別に、教師と施設・設備などといった学校の設置に要する基本的な要素を軸として、表6のようにまとめた。

a. 「国立学校関連組織」型

表6 創設者の利用可能な資源

類型	事例	教師	施設・設備
(a)	①、②	母体機関	借用
(b)	③、④	関係国立大学の退官教師	関係国立大学
(c)	⑤、⑥、⑦	周辺国立大学	借用
(d)	⑧	服装業の技術人員	借用

事例①の遼寧省対外経貿職業学院の最初の800万元資本金は遼寧省対外貿易学校の教職員個人(84%)、遼寧省対外貿易学校(8%)と旅順経済開発区建築安装工程総公司(8%)という三方の投資によって構成された。そして母体となる中等職業専科学校の大部分の教師は直接この民営学校で教えることになる。さらに、教育の必要な施設・設備も母体機関のものを利用できる。

事例②の遼寧北方広告専修学院の最初の100万元資本金を遼寧大学中国言語文学学部、遼寧人民出版社と美登高食品公司三方で投入した。そして、主な創設者である遼寧大学の中国言語文学学部は、広告分野の優秀な教師と豊富な教育管理経験を持ち、授業の担当教師は直接この母体大学の教師を雇う。また、施設・設備にも遼寧大学との関係で容易に借用できる。

このように、この類型の学校はまず公的組織(国立学校、出版社)と民間企業からの資本金に支えられることを注目すべきである。そして、母体機関の人的、物的条件を活かし、新しい機関を形成するのである。

b. 「定年退職者協会」型

事例③と事例④の創設者は関係国立大学の社会団体であり、しかも学校の前身は関係国立大学の付属機関「補助センター」であった。そのため、学校は関係国立大学の校舎、その他の施設と設備を利用することができ、発足期の資金不足を補う役割を果たした。また、教員もこの社会団体の構成員、つまり関係国立大学の定年退職者である。

このように、この類型の学校は完全に関係国立大学の人的・物的な資源に頼ることによって創設されたのである。

c. 「教育関連個人」型

事例⑤の創設者は名門国立大学の元教師、事例⑥の創設者は国立大学の教師や高等教育の関係者等、そして事例⑦の創設者は教育行政の元指導者や大学の元行政幹部等である。そのため、高等教育機関を管理する行政部門や国立大学とのコネクションを持ち、その人脈を使って周辺の国立大学の教師を招くことができ、国立大学の施設・設備にも活用できる。

このように、この類型の学校は発足期の資金が不足であったが、創設者が高等教育の行政部門や高等教育機関との関係を利用し、周辺国立大学の人的・物的な資源の下でスタートした。

d. 「民間個人」型

事例⑧の創設者は民間出身の個人で、他の創設者の既存教育資源に依存するようなことが見られない。まず、小規模の営利的短期クラスを設立することで、最

初の資金不足を克服できる。そして、教師は創設者の服装業界のネットワークを用いて召集された現場の技術人員であった。さらに、教育の必要な施設・設備も民間から借用したものである。

このように、このタイプの学校は国立学校の人的・物的資源に関係なく、民間資源の下で設置されたのである。

III 民営高等教育機関の創設過程

創設者は以上述べた設置理由と利用可能な資源の下で、学校を創設した。学校の設置過程を創設者類型別、最初設置した機関の形態、公的機関との関係、学歴授与権があるかどうかといった基準で表7に整理した。

a. 「国立学校関連組織」型

事例①の遼寧省対外経貿職業学院は、当時、母体中等教育機関が高等教育機関へ昇格すれば、学生の減少がもたらした生存の危機から脱出することができた。しかし、既存の中等職業技術学校の下で昇格するのが制度、財政等に制約され、難しい。そのため、まず「民営的な株式共有制の分校」を作った。母体中等教育機関の影響で最初から昇格の意欲は最も強かった。そ

れ故に、他の国立関係学校によく見られるようにまず独学試験教育を行うというのではなく、最初から正規機関の設置基準に照らして整備されてきており、あまり挫折することなく僅か約2年で学歴授与権を与えられた。

事例②の遼寧北方広告専修学院は遼寧大学の中国言語文学学部とともに、遼寧人民出版社と美登高食品会社が設置した、広告関係の専門人材を養成する正規の民営大学である。学校は遼寧大学中国言語文学学部の支援の下で、主に広告関係の独学教育を行う民営高等教育機関を設置した。その後、学校が順調に発展し、設置後11年目に学歴授与権を得た。

b. 「定年退職者協会」型

事例③と事例④の学校は民営高等教育機関として認められる以前に、すでに独学教育を行う関係国立大学の補助機関として設立された。これらの機関は独立の機関ではなく、関係教育機関の付属である。このような機関は、正規の高等教育機関とは認められないが、一種の「非正規の高等教育機関」として認められる。いわゆる、この補助センターから誕生した民営高等教育機関は、学校の昇格と考えることができる。国立大学との密接な関係は、学校の社会信用度を向上させ、学

表7 機関の創設過程

類型	形態	学歴授与権
(a)	事例①：「民営的な株式共有制」の分校	学歴授与権を設置後2年獲得
	事例②：民営高等教育機関	初期は独学教育校、学歴授与権を設置後11年に獲得
(b)	事例③、④：関係大学の付属的な「補助センター」	独学教育を行う非学歴授与権校
(c)	事例⑤：正規の民営高等教育機関として設置され、しかも一部は政府から補助する「民営公助」の形態	設置時に学歴授与権を獲得
	事例⑥：民営高等教育機関として設置され、しかも一部は政府から補助する「民営公助」の形態	初期は独学教育校、学歴授与権を設置後16年に獲得
	事例⑦：「補助センター」	独学教育を行う非学歴授与権校
(d)	事例⑧：営利の服装短期クラス	独学教育を行う非学歴授与権校、現在学歴授与権申請を計画中

生を募集する際に有利であることが発展に寄与した。

c. 「教育関連個人」型

事例⑤の海淀走読大学は学校が設置されたと同時に学歴授与権も獲得した稀な例である。学校の創設過程で分かったことは、当時は民営高等教育機関に関する設置基準がまだ存在せず、学校側の申請と政府側の審査が曖昧で、認可の際は教育行政関係者の人為的な要因が大きかった。そういった制度的不備があるこそ政府の積極的な支持が重要になってくる。学校は特に海淀区政府の積極的な支持を得、当時の教育部長の賛成を受けた。一年半後ようやく正規の学校として認可された時、学校の名義は民営ではなく、「海淀区区弁、三ヶ所名門大学の支持の下での専科的試行校」といった公的な性格を帯びていたのである。しかも、その後の発展過程の中でも、政府から補助(土地、資金)をもらうことができた。

事例⑥の中国科技経営管理大学は周辺国立大学の教育資源を活用し、まず独学教育を行う民営高等教育機関を設立した。その後、順調に発展し、規模の拡大を果たした。しかし、校名違反(「中国科技経営管理大学」といった校名は「民営高等教育機関の校名は国家の批准を得ず、中国・中華・国際などの名を付け加えてはならない」という規則に違反する)という理由で政府とのトラブルが生じ、設置後16年目によりやうく学歴授与権を与えられたが、発展過程の中で政府の公的支援(土地)をもらった。

事例⑦の遼寧北方専修学院は元教育行政関係者によって設置された小規模な非学歴授与校の民営大学である。設立から約10年を経て、それなりに発展の時期もあったが、今はかろうじて現状維持の状況である。学校は独学教育を行う補助センターの一部から独立し、学歴教育を実施するに至った。しかし、学校の発展過程において、学校が自ら運営する企業の経営失敗や企業との提携の失敗などにより、学校の拡大に必要な財源が学生授業料のみに制約された。学生の数も不安定で、更に99年から国立大学の拡大募集の影響を受け、学校はかなり困難な現状に直面している。又、管理者のトラブル等をめぐる財政的問題で経営状況は一層厳しくなっている。

d. 「民間個人」型

事例⑧の遼寧欧米服装専修学院は全く別の設立ルートを辿り、創設者の元の服装研究所で育成訓練部門を運営した経験を生かし、営利的な服装設計短期クラスからスタートした。このクラスを作った原因は「当時、服装裁断業は活況を呈しており学生の募集は容易であっ

た」ことである。このように、創設者の現実的かつ合理的な行動が学校の設立に大きな影響を及ぼした。この最初の営利目的の短期クラスがその後徐々に発展し、中等職業専科学校を経て、独学教育を行う民営高等教育機関に至った。しかも、この学校は現在学歴授与権の獲得を計画中である。

IV 民営高等教育機関の創設に関する問題点

A. 設置基準の問題

民営高等教育機関の設置は、まず政府に規定される設置基準を満たさなければならない。この設置基準は民営高等教育機関にとって達成しなければならない一つの目標であり、政府にとってはある程度の教育的質の保障でもある。設置基準について、各学校はどう見ているのか、政府の認可は学校にとってどのような存在であるのかを学校の責任者に尋ねた。

学歴授与校のインタビューから政府の認可の意味が窺える。まず、何よりも学校の発展に影響が大きいことである。事例⑤の海淀走読大学は正規機関として認可された時、設置認可がまだ制定されていなかったため、政府の政策支持の下で学歴授与権を得た。それを元に、施設・設備は徐々に整備され、入学者数も保障されてきた。さらに、学歴証書の発行権があるため、社会的な知名度や学校の競争力も向上するなど、政府の認可の意味が大きいと述べている。そして、事例⑥の中国科技経営管理大学の事例はもっと深刻で、校名違反の問題で7年間、学校のさらなる発展が抑制されたと感じている。また、今まで順調に発展してきた事例①の遼寧省對外経貿職業学院も、学歴授与権を教育の質のシンボルとして、或いは入学者数の確保、入学者の質の保証として、さらに学歴授与権の有無が学校のさらなる発展に繋がるなど、政府の認可の意義を評価している。一方、政府の認可の意義が大きいからこそ、学歴授与権は高等教育水準の指標として、「基本的な部分において基準を厳しく設けるべき」と責任者は述べている。

また、非学歴授与校のインタビューから、まず明らかにされたのは個々の非正規機関が皆政府の認可を獲得したいという意欲を持っていることである。つまり、政府に正規機関として認可されることは民営高等教育機関にとって一つの発展目標であることが窺える。ところが、これらの学校にとって、認可を受ける際現在最も大きな障害となっているのは、設置認可の中でのハード面の規定であり、特に校舎の面積の規定が厳し

いことが分った。

B. 創設過程の問題

インタビューの回答から、現在これらの学校は創設プロセスにおいて、幾つかの障害があると感じられる。

まず、政策において、例えば、事例⑥「政策においてより多くの奨励・支持・指導・管理を与え、厳しく抑制するべきではない」；事例①「具体的な奨励・支持政策がない」；事例⑦「民営高等教育機関に対する国家の政策は、具体的な執行の中で矛盾が存在する」；事例③「相応の支援がない」や事例④の「国家は具体的な政策を与えるべき」の、この5校は国家の総体的な政策が制定されたにもかかわらず、具体的な実行策はまだ不十分であると言及している。

更に、総体的な政策と現実との矛盾や問題が指摘された。具体的な表現としては、例えば、事例①「政府からの財政投入はなく、政策はあまり緩やかではなく、学費の徴収に関する管理も比較的厳しい」；事例⑦「最近の国立大学の拡大募集や国立大学の遠隔教育の実施などは民営の発展に影響を与える」；事例②「国立大学の拡大募集は民営学校の募集に影響を与える。入学者数、特に学生の質に影響が大きい」のである。特に国立大学の拡大募集は民営学校にとって大きな出来事であり、その拡大募集は民営学校に生存の危機感を与えたことが分かった。

しかし、単に自身の生存を脅かすだけでなく、一種の望みの網が断たれた失望感も読み取れる。上述の分析によって、各民営学校は正規機関へ昇格する意欲を持っており、それは学歴授与権を求める一方で、政府の承認も期待していると考えられる。それならば、民営学校が拡大募集を任せられることは、社会的地位の向上を意味し、民営学校の願望が実現するのであるが、現実はこの期待は裏切られ、結局政策と現実との矛盾を民営学校が感じることになる。これらの学校の中で、ただ事例⑧の責任者だけは現実的で、「ある方面では政府の優待を求めるのが比較的難しい」と感じ、「過大な要求は多く持たない、総体的な政策環境があればいい」という考えを持つ。これは現実を受け入れ、自己発展を求めるという考え方である。

また、事例⑤と事例⑦の責任者は政策以外の、具体的な障害を語った。例えば、学校の後継者の問題だが、これは民営学校が直面する共通の問題である。特に設置者が教育関係者の学校の場合、設置・管理者は大体定年退職者であり、年齢はすでに60歳以上である。何年かの発展を経た後は、より若い学校の管理者を選ぶ

のが現実的な問題となる。その他、責任者は運営経費や自ら建設する校区の不足、保守的で冒険精神に欠ける点、国立機関より軽視される等の問題点についても言及した。

そして、民営学校は政府に何を求めているのか。総体的な政策において、事例⑥は「より多くの奨励・支持・指導・管理」を求めている。学生募集において、事例⑦は「省の統一的な募集計画の中に組み入れてもらうこと」、事例④は「民営学校に一定の政策を与えること」を求めている。校舎において、事例⑦は「空き校舎を競売する時に、民営学校へ何らかの優先政策を与えてもらいたい」という願望をもっている。また、事例③は「民営学校に一定の資金投入などを行うこと」を望んでいる。

上述のことから、民営学校は政府に対して多様な要請をもっていることが分った。一方、これは政府が多くの政策課題を持っていることも示している。

V 考察:民営高等教育機関の創設者と創設過程の特質

現在中国民営高等教育機関の創設者の属性はそれぞれであるが、何らかの形で教育に関わっていること、しかも主な設置者は国立学校関係者で、彼らが中心的な役割を果たしていることが分った。それは民営教育がまだ社会に広範に認識されない時期に、教育に関係する集団の組織や個人がその他の社会集団より民営教育を先駆けて認識し、政府の政策に反応したからだと考えられる。しかし、社会への貢献という目的を達成する中に私的な利益も織り込まれた。また、新しい機関を創設する際に、創設者は既成の教育機関が持っている人的・組織的つながりを活用することも明らかにされた。これらが、現在中国民営高等教育の一つの特徴であると言える。しかし、民間出身の創設者もあり、これからこうした創設者が重要な役割を果たす可能性もあると思われる。

また、民営高等教育機関の創設過程は創設者の属性、設置者と公的な機関との関係(政府や大学など)に強い影響を受けていることが分かった。そして、独学教育試験制度は民営高等教育の発展の初期段階に重要な役割を果たしたことも分かった。独学教育を行うことによって、正規機関に入れなかった学生を獲得することができ、その授業料による経営基盤もある程度安定する。従って、独学教育の提供は民営高等教育機関の一つの現実的かつ合理的な選択である。また、設置者の属性

に関わらず、民営高等教育機関は正規機関への強い昇格意識を持っていることも明らかになった。ところが、現実にはハード面の規定があまりにも強調され、基準も高くなっているが、ソフト面の具体的な実行策が不在であるため、機関の目標と現実との間に一種のジレンマが生じているものと考えられる。これらの問題の解決が今後民営高等教育の発展に大きな影響を及ぼすことになるだろう。

(指導教官 金子元久教授)

参考文献

- 天城勲、慶伊富長編(1977年)『大学設置基準の研究』東京大学出版社
天野郁夫(1993年)『旧制専門学校論』玉川大学出版部
天野郁夫(1989年)『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部
荒井克弘(1991年)『新設私立大学の供給構造』天野郁夫・吉本圭一編
『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』放送教育開発センター
飯島宗一、戸田修三、西原春夫編 1990 『大学設置・評価の研究』東信堂
金子元久(1991年)『大衆化の担い手』天野郁夫・吉本圭一編『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』放送教育開発センター
山崎博敏(1996年)『大学法人理事会の役員構成とその構造変化』『大学論集』第25集
陳宝瑜(2000年)『中国民営高等教育探索』中国物質出版社
胡衛編(2000年)『民弁教育的發展与規範』教育科学出版社
秦国柱(2000年)『私立大学の夢－民弁高等教育の過去・現状・未来』鸞江出版社
徐毅鵬編(2000年)『21世紀初叶的中国高等教育』高等教育出版社
霍益萍(1999年)『近代中国的高等教育』華東師範大学出版社
瞿延東 『全國民營教育改革与發展檢討会上的講話』
會議資料 『民營教育の研究及び探索』
『民營高等教育學術檢討会・會議資料編』